

山梨県立図書館指定管理者業務仕様書(5 その他の事業)

No.	業務	内容	仕様・条件等	備考
1	カフェの運営事業	○利用者のサービス向上を図るためのカフェ運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カフェ(約116㎡)の飲食エリア(約96㎡)は、販売されている飲食物を購入しなくても利用できるものとする。</li> <li>・厨房では、ガスが使用できない(オール電化)ため、電子レンジ等による簡単な調理のみとなるため、販売する飲食物はソフトドリンク、軽食等に限られる。</li> <li>・食の安全性には十分配慮し、公序良俗、青少年の健全育成に反しない範囲で運営すること。</li> </ul>	
2	広報、利用促進に関する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の内容、利用方法及び催事の内容を広報・周知することにより、イベントスペース等の利用促進を図る。</li> <li>○図書館Webサイトへの情報入力を行う(図書館担当者と協議し、厳重なセキュリティ対策を講ずること。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交流エリアで開催されるイベント等の新聞・放送メディア・雑誌等への広報、広報用印刷物(ポスター、チラシ、招待状等)の作成、配布。</li> <li>・交流エリアの施設利用率を高めるため、新規利用者や施設の利用が見込まれる大学、団体等への営業活動を行い、施設のPR及び利用促進を図る。</li> <li>・図書館Webサイトへの情報入力に当たっては、図書館担当者と協議し、厳重なセキュリティ対策を講ずること。</li> </ul>	
3	コピーサービスに関する業務	○利用者へのコピーサービスのための複写機の設置・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設置場所 1階1台(サービスカウンター北側のコピーコーナー) 2階2台(中央階段南側のコピーコーナー)</li> <li>・機能 用紙サイズ A3、A4、B4、B5 色 白黒、カラー その他 拡大・縮小、両面</li> <li>・利用料金 山梨県情報公開条例施行規則 別表第一に定める額を基準とする。</li> <li>・経費 複写機の設置・管理に関し必要となる経費は、その売上収入から指定管理者が負担する。</li> </ul>	